松戸市家庭ごみ訪問収集事業をご利用ください！
～ふれあい収集～

松戸市　廃棄物対策課

家庭ごみ訪問収集事業とは？

家庭ごみを、ごみ集積所に出すことが困難な世帯に対し、週に１回決められた曜日に、戸別に訪問してごみ収集をする事業です。

対象者



下記の要件を満たす方（世帯）が対象です。

- 松戸市に住んでいる方
- 自分でごみを出すことが困難な要介護者もしくは障害者（身体障害者手帳１・２級）で構成されている世帯
- ごみを出すことについて、他者からの支援を受けることができない世帯

申請に必要な書類

ケアマネジャーや相談支援専門員等の専門家からの提出が必要です。

① 松戸市家庭ごみ訪問収集事業利用申請書
② 意見書
③ 同意書
④ 要介護者の場合、介護保険被保険者証の写し
⑤ 障害者の場合、身体障害者手帳１級もしくは２級の写し
⑥ 自宅の敷地内で、ごみ集積所を設置する場所の位置図等（写真可）

申請書等は松戸市ホームページからダウンロードできます

訪問収集手続きの流れ

申請 → 審査 → 利用の可否通知 → 訪問収集開始



【問い合わせ先】
家庭ごみ相談コールセンター

フリーダイヤル
☎0120-264-057

利用するにあたって

※自宅の敷地内（玄関の前等）にフタ付きのごみ箱を用意して頂く必要があります。
※ごみ箱は清潔に保つよう定期的に清掃してください。
※週に１回の収集日にごみが出ていなかった場合、安否確認のために自宅をお尋ねすることがあります。訪ねても反応がない場合、ケアマネジャーに連絡します。
※収集は、土曜日、日曜日、5/3～5/5、12/31から1/3はお休みです
※外泊・入院等でごみ収集を一時停止をする際は担当課までお電話ください。
※要介護度、要支援度、障害等級、担当ケアマネジャーの変更が生じた際は担当課までお電話ください。